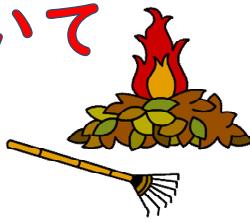


火災と紛らわしい煙又は火炎を発する おそれのある行為の届け出について



令和8年1月1日から

『たき火』は「火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出」の対象となりました。ご家庭で行うたき火等も届出の対象となる場合があります。

これまで、松江市火災予防条例第45条に「火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出」を規定していましたが、「たき火」を届出の対象としているか不明確でした。「たき火」が届出の対象であることを明確に位置付け、たき火行為を把握し、消火準備等の防火指導につなげます。



【焼却行為について】

松江市消防本部予防課 HP



お問い合わせ

松江市消防本部 予防課 予防係

TEL:0852-31-9119（代表）

TEL:0852-32-9121（予防係）



※野焼きは原則禁止です。

野焼き（野外焼却）は、一部の例外行為を除き「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により原則禁止されていることに変わりありません。



【野焼きについて】

松江市環境対策課 HP



お問い合わせ

松江市役所環境対策課（電話 55-5679）